

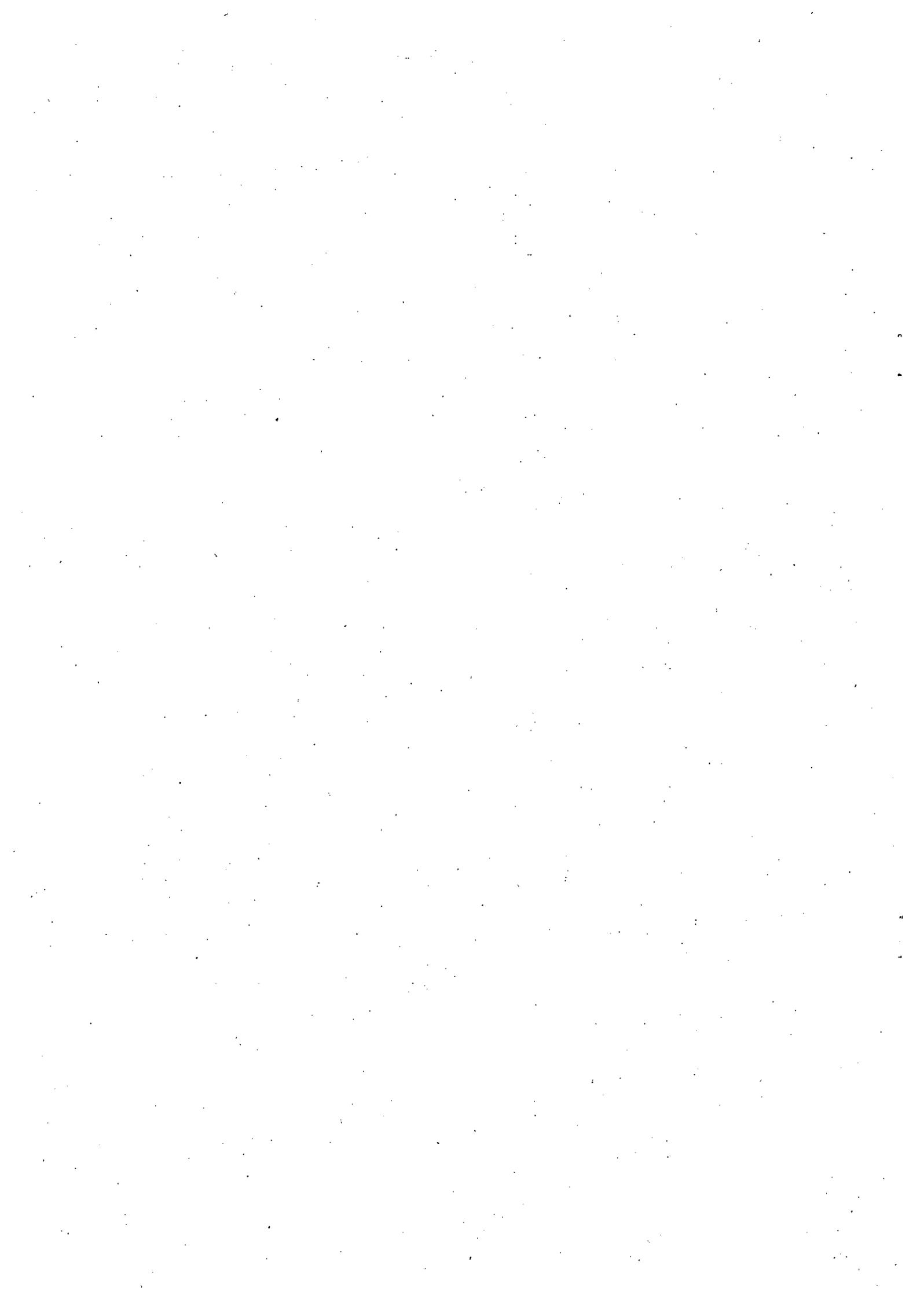
福祉生活病院常任委員会資料

(平成27年3月10日)

〔件 名〕

- 1 鳥取大学大学院への寄附講座設置に関する協定について
(環境立県推進課)・・・1
- 2 鳥取県第2期EV・PHVタウン構想案に係るパブリックコメント
の実施結果について
(環境立県推進課)・・・2
- 3 湖山池会議及び湖山池モニタリング委員会の概要について
(水・大気環境課)・・・4
- 4 平成27年度関西広域連合のジオパーク推進体制について
(緑豊かな自然課)・・・5
- 5 平成27年度鳥取砂丘新発見伝イベントの応募状況について
(砂丘事務所)・・・6
- 6 平成27年度鳥取県食品衛生監視指導計画(案)に係るパブリックコメント
の実施結果について
(くらしの安心推進課)・・・7
- 7 鳥取県消費者教育推進計画の骨子(案)について
(消費生活センター)・・・9
- 8 災害時における木造応急仮設住宅の建設に関する協定について
(住まいまちづくり課)・・・13
- 9 一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について
(水・大気環境課、住まいまちづくり課)・・・14

生活環境部



鳥取大学大学院への寄附講座設置に関する協定について

平成27年3月10日
環境立県推進課

本県の寄附による寄附講座「メタンハイドレート科学講座」の内容等基本的事項に関する協定を鳥取大学と締結することとし、下記のとおり調印式を開催する。

1 調印式の開催日時等

- (1) 日時 平成27年3月17日(火) 午後1時30分から
- (2) 場所 知事公邸 第1応接室
- (3) 出席者 鳥取大学 学長 豊島 良太氏 他
鳥取県 知事 平井 伸治
明治大学 ガスハイドレート研究所 特任教授 松本 良氏(来賓)

2 協定の概要

- (1) 目的
メタンハイドレートを中心とする海洋資源の調査研究、技術開発及び人材養成等のための拠点を形成し、メタンハイドレート等の海洋資源に関する高度技術者養成のための教育等を通じて、地域産業の発展向上に寄与することを目的とする。
- (2) 設置コース
鳥取大学大学院 工学研究科 博士前期課程
社会基盤工学専攻 メタンハイドレート科学コース
- (3) 講座の名称
メタンハイドレート科学講座
- (4) 設置期間
平成27年10月1日～平成33年3月31日
(うち平成27年10月1日～平成28年3月31日は準備期間)
- (5) 主な内容
鳥取大学は、メタンハイドレート等の海洋資源に関する基礎的な研究の実施、並びに調査や利用開発に関する高度な技術者養成のための実践的教育に取組み、県はそれらに協力すること。

【参考】寄附講座の概要

- ・入学定員 5名程度(定員10名程度)
- ・教員数 2名(教授相当1名、助教若しくは講師相当1名)
- ・コースの特徴
メタンハイドレートを中心とした海洋資源開発に係る高度な技術者の育成を目指し、工学、理学(地球物理学)、水産学の3分野を横断的に履修するとともに、観測船での乗船実習やフィールド研究など実践を重視したカリキュラム構成。

3 寄付内容

- ・平成27年度 人件費等(4,950,000円)、教育研究費
- ・平成28～33年度 人件費等(年15,950,000円)、教育研究費 ※人件費等は、債務負担行為設定済。

鳥取県第2期EV・PHVタウン構想案に係るパブリックコメントの実施結果について

平成27年3月10日

環境立県推進課

鳥取県第2期EV・PHVタウン構想案については、今年度、計2回の有識者による構想検討会を経て、最終案を取りまとめ、パブリックコメントを実施したので、今後の対応も含めて概要を報告する。

1 構想の概要

【計画期間】2014年～2020年の7年間

【数値目標】①充電器設置基数 527基、②EV・PHV普及台数 3,300台

※(平成27年1月末時点)充電器129基、普及台数622台

【取組方針】次世代型エコツーリズムの創造と県民のライフスタイルの転換を目指す。

2 パブリックコメントの概要

(1) 実施期間

平成27年2月6日から平成27年2月27日まで

(2) 周知方法

県ホームページ、新聞広告、報道機関への資料提供など

(3) 受付意見

6件(メール6件)

(4) 意見の概要

構想案に反対する意見は少なく、充電インフラ整備への促進に向けた設置要望等が多い結果となった。

【主な意見】

- ・道の駅などの要所には、充電待ちのないよう充電器を複数設置してほしい。
- ・家庭における自然エネルギーの有効活用や省エネ化を促進するため、次世代自動車充電システムへの設置補助などの支援が必要。
- ・電欠不安の解消のために、山間部に重点的に充電器を整備すべき。
- ・EV用充電ステーションでなく、水素ステーションを整備すべき。

【対応方針】

パブリックコメントの意見も踏まえ、構想実現化に向けて、具体的な施策を予算化していく。

3 今後のスケジュール

3月中旬頃 経済産業省へ構想を提出

3月下旬頃 経済産業省が鳥取地域をモデル地域として指定予定

第2期EV・PHVタウン構想(案)

構想の骨子

【計画期間】 2014年～2020年の7年間

【数値目標】 ①充電器設置基数 527基 ②EV・PHV普及台数 3,300台

【取組方針】 次世代型エコツーリズムの創造と県民のライフスタイルの転換を目指す。

計画期間について

経産省の指針により、2020年を目標として、当面2～3か年の具体的取組を示す。

数値目標について

①充電器設置基数については、昨年度策定した「鳥取県次世代自動車充電インフラ整備ビジョン」で示した目標設置基数を設定。PHVの車種増加が見込まれることから、普通充電を重点的に整備。

【2013年】93基(急速33基・普通60基) ⇒ 【2020年】527基(急速183基・普通344基)

②EV・PHVの普及台数については、政府の「次世代自動車戦略2010」で2020年の市場シェアを15%～20%で目標設定していることから、本県における市場シェアを15%として目標設定する。

【2013年】439台 ⇒ 【2020年】約3,300台

※普通乗用車+軽自動車=約2万2千台(過去3年間の平均)

取組方針について

「鳥取県次世代自動車充電インフラ整備ビジョン」を踏襲し、エコツーリズムに繋がるインフラ整備を促進し、広域連携を視野に入れた取組により、EV等の普及が鳥取県周辺も含めたエリアで増加していくことを目指していき、本県の観光誘客にも繋がる取組を重点的に展開する。

また、EV・PHVの住環境での利活用など移動手段以外の活用により、車本体の普及はもとより、県民のライフスタイルを転換し、次世代を見据えた低炭素社会の形成を図ることを念頭に示す。

課題と取組の方向性について

課題

○充電インフラ整備は、人口比で全国トップクラス。しかしながら、位置情報も含めて、県内外へ情報が上手に発信されていない。

○EV・PHVレンタカーやカーシェアリング、超小型モビリティなどEV関連ビジネスが県内で導入されつつあり、県民や観光客などへの利用促進やビジネスの事業化に向けた取組が必要。

○EV・PHVの普及台数では、人口比で全国上位。インフラ整備率と比較して低いレベル。

○EV・PHVの普及のため、家庭の省エネ化や災害機能など次世代自動車の新たな利活用を促進する必要がある。

①スマホアプリや広域連携による位置情報の発信

- ①ドライブ中に充電ステーションを検索しナビゲート可能なスマホアプリを開発予定。
- ②岡山県との連携による観光地情報も網羅した中国四国EV充電マップを開発予定。(びあはーる)
- ③関西エリアの自治体の連携によるEV充電マップを開発予定。(スマートオアシス)

②岡山や関西地域への「エコ旅」を提案(エコドライブツアー)

- ①鳥取岡山両県の連携によるEV・PHV普及促進プロジェクトを展開し、充電インフラ環境をPR。
- ②JKB(女子カート部)等のコラボによる女子旅モニターツアー等を展開し、エコ旅を関西地域へPR。

③EV・PHV関連ビジネスの創出(レンタカー、カーシェアリング等)

- ①まちなか等でのEV・PHVカーシェアリング・レンタカー導入。
- ②観光地での超小型モビリティ(軽自動車規格内の自動車)の利活用など導入促進。
- ③交通結節点(空港、駅、行政庁舎等)でのEV・PHVカーシェアリング・レンタカー等の導入促進。

④EV・PHVの新たな価値(蓄電機能・災害機能)の創造・創出

- ①家庭での省エネ化を実現し、自然エネルギー等の利活用を促進するため、HEMS(エネルギー監視システム)やV2H(次世代自動車充電システム)等の導入支援により、県民のライフスタイルを転換。
- ②PHV外部給電機能による公用車の災害機能強化。(PHV公用車の緊急時利活用⇒災害対応車)

○次世代型エコツーリズムの創造

○観光誘客の促進

○自然エネルギーの有効利用

○安全安心な暮らし

○県民のライフスタイルを転換(スマートライフ)

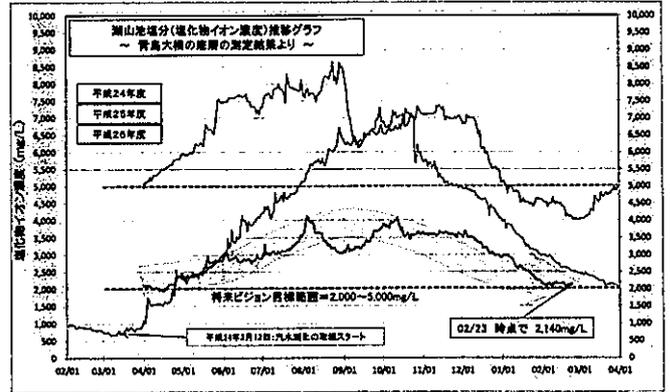
湖山池会議及び湖山池環境モニタリング委員会の概要について

平成27年3月10日
水・大気環境課

平成27年2月6日に開催した湖山池会議（第3回）、2月26日に開催した湖山池モニタリング委員会（第3回）の概要について、以下のとおり報告する。

1 水質管理の状況及び平成27年度方針案

- 平成26年度の水質管理において、水質監視地点の増強（3地点）によるモニタリング強化、きめ細かな水門操作、夏季の降雨など気象状況等により、塩分濃度は湖山池将来ビジョンに定める5,000mg/L未満で推移した。
- 塩分濃度：2,140mg/L（H27.02.23時点）
- 水質（COD、全窒素、全リン）は、昨年度より改善したが、依然として高値で推移している。
- 特に夏季の状態が悪く、貧酸素化に伴うヘドロからの栄養塩の溶出が主な要因の一つと推察している。



【平成27年度に向けた水質管理の方針（案）】

塩分管理	<ul style="list-style-type: none"> ○ 春季は、可能な限り低値で推移させる。 ○ 夏季は、溶存酸素の確保に最大限配慮しつつ、夏の貧酸素化への対応に備えて、およそ3,000mg/L台での管理をめざす。
水門操作	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成26年度と同じ水門構造で運用する。（舟通し水門：切欠） ⇒ 溶存酸素を監視しながら、細やかな水門の操作を実施 ○ 水門の部分改築のための予備設計を実施中。

2 平成27年度の主な事業内容

○県と市は連携して、引き続き、塩分管理、水質浄化等の対策、汚濁の原因究明、生態系保全等に取組む。

区分	内容
塩分管理等	水門部分改築の設計、水質計の拡充（池中央部の自動昇降式）
水質浄化	下水道整備（湖山町西2・3丁目、足山、桂見、布勢等）
湖内改善 汚濁の原因解明	ヘドロの部分浚渫（福井）、覆砂の試験施工・効果検証、浅場造成、河川・池全域の底質調査、流動促進装置の実証試験
生態系保全	各種モニタリングの継続、カラスガイの保全、ピオトープ造成の検討

3 主な発言など

(1) 湖山池会議

- 覆砂、浚渫等がもたらす改善効果をどのようにとらえるのか。
⇒ 基本的には池全体の水質で評価するが、事業地周辺の水質・底質状況の変化など施工効果の検証・確認を行いながら事業を進めることとしている。

(2) 湖山池環境モニタリング委員会

- 汽水化後の水質等のデータが蓄積され、解析できる状況になったと思う。塩分抑制にどの要素が寄与するのか分析することが必要である。気温、水温、降水量、海面潮位、水門操作などのデータで、モデルを構築し、シミュレーションしてはどうか。
⇒ 水門改築に向けて水質予測シミュレーションを実施したので、これも活用し検討していきたい。
- なぎさ護岸は、植生帯をきちんと保全できるよう技術的に確実な方法を十分検討して欲しい。
- 汽水化によって、生物多様性はひどい状況になったと考える。塩分の管理方針を見直すべき。
⇒ ヒシ、アオコの弊害による生活環境改善のため取組みしてきたもの。今後も住民等の関係者意見を踏まえながら進めていくこととしている。
- これまで、当委員会では各種対策を短期、中・長期に区分けして、議論することとしている。塩分管理については、個々の委員の意見もさまざまであることに留意すべき。

※その他 「石がま漁」の再開

県の無形文化財に指定されている伝統漁法の「石がま漁」が、本年3月1日（日）に鳥取市三津で3年ぶりに復活した。悪天候で短時間の漁であったが、50～60匹のフナが収穫された。

平成27年度関西広域連合のジオパーク推進体制について

平成27年3月10日

緑豊かな自然課

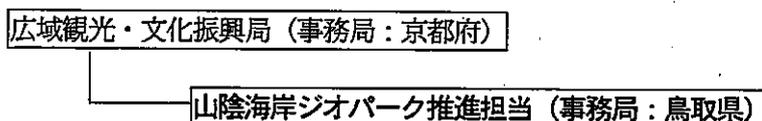
観光戦略課

3月1日(日)に大阪市内(大阪府立国際会議場)で開催された「第54回関西広域連合委員会」で、関西広域連合の組織体制の見直しが協議され、ジオパーク推進に係る新体制が了承された。

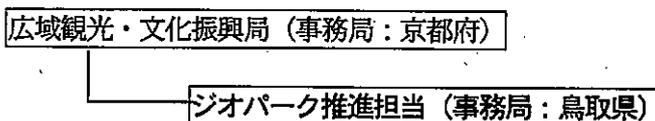
1 ジオパーク推進体制の見直し

山陰海岸ジオパークのみならず、昨年、日本ジオパークに認定された南紀熊野地域を含めたジオパーク全体を鳥取県が担当し、連携したインバウンド活動の推進を図る。

【これまで】



【平成27年度改正】



【参考1】平成27年度関西広域連合のジオパーク関係予算(予算概要抜粋)

ジオパーク活動の推進(1,000千円) (201,000)	
関西にある優れた地質景観スポットを「地質の道」として提案・PRすることで関西広域観光の幅を広げ、外国人観光客の関西圏内の周遊を促進する。	
○インバウンド活動	広域観光連携のモデル的取組み
・山陰海岸ジオパーク等のトップセールス、観光セミナーの開催	
・外国人観光客向けガイドブック等で「地質の道」をPR	

※3月1日の関西広域連合議会3月定例会において、平成27年度関西広域連合一般会計予算が原案どおり可決された。

【参考2】第54回関西広域連合委員会

日時 平成27年3月1日(日) 11:55~12:30

出席者 井戸連合長(兵庫県)、仁坂副連合長(和歌山県)、山田委員(京都府)、飯泉委員(徳島県)、西嶋副委員(滋賀県)、植田副委員(大阪府)、林副委員(鳥取県)、小笠原副委員(京都市)、中條副委員(堺市)、鳥居副委員(神戸市)、村上局長(大阪市)

平成27年度鳥取砂丘新発見伝イベントの応募状況について

平成27年3月10日
砂丘事務所

鳥取砂丘再生会議利活用部会では、鳥取砂丘の自然や特色を活かし、鳥取砂丘の新たな魅力や楽しみ方を広く情報発信するため、平成27年度に実施するイベントを募集し、応募のあったイベントについてヒアリング等を行った結果、以下のとおり8イベントを開催することを決定した。

1 募集期間

平成26年11月20日(木)～平成27年1月26日(月)

2 応募状況

【応募件数】12件(辞退2件を含む)

【要望額計】26,272千円 ※H27鳥取砂丘再生会議予算額：16,000千円(予定)

3 審査結果

2月18日(水)に開催したイベント応募者からのヒアリング及び審査会の結果は、次のとおりである。

なお、差額予算を活用し、新発見伝イベントの二次募集及び利活用部会直営事業(砂絵(注)をテーマとしたイベント等)の実施を検討する。

【審査結果】採択：8件、不採択：2件(辞退2件)

【採択額計】13,727千円 ※H27鳥取砂丘再生会議予算額：16,000千円(予定)

4 採択イベントについて

イベント名	実施時期(予定)	実施団体	内容
「パラソリ」で風の力を使って鳥取砂丘を疾走しよう!	4～5月	砂丘本舗	パラグライダーを改良した帆とソリを接続した「パラソリ」で砂の上を滑る。
小鳥の家族 in 鳥取砂丘2015	8月	「小鳥の家族 in 鳥取砂丘」実行委員会	砂丘内で、日の入りを眺めたり、星空観察を行う等、非日常的な家族の時間を過ごす体験プログラム。
鳥取大砂丘第11回全日本サンドボード選手権大会	9月	鳥取大砂丘サンドボード実行委員会	サンドボードで滑り降りる姿勢、距離、難易度等を競うフリーラン大会とジャンプの空中姿勢、着地姿勢を競うストレートジャンプ大会を行う。
鳥取砂丘新発見! スナバBEACH SPORTS FESTA 2015	9～10月	鳥取・はだしサッカー推進会議	鳥取砂丘海水浴場でビーチサッカー大会を開催する。また、ビーチスポーツ教室や体験会も行う。
コスプレフェスタ@砂丘	10月	鳥取市イベント実行委員会	砂丘でのコスプレ撮影会や、コスプレパフォーマンスイベントを行う。
鳥取砂丘×謎解き宝探しゲーム	10月	鳥取市イベント実行委員会	鳥取砂丘周辺を舞台に行う宝探しイベント。参加者は宝の地図を手がかりに宝箱を探し、宝箱の中のクイズに答えて、ゴールを目指す。
(仮称)鳥取砂丘トライアスロン大会	10月上旬	公益社団法人鳥取青年会議所	鳥取砂丘オリジナルトライアスロン大会を開催する。
第5回鳥取砂丘ALLSTARZ 駅伝	11月	鳥取砂丘ALLSTARZ 駅伝実行委員会	鳥取砂丘の主要スポットを7区間に別れて走る駅伝大会。走行タイムに加えてそれぞれの区間で出題される「砂丘クイズ」の正解率等をもとに順位を競う。

(注) 砂絵：着色した砂等を使用して描いた絵。先月、北九州市在住の吉村氏から「砂と言えば鳥取砂丘、自分のオリジナルの砂絵で鳥取砂丘の応援ができれば」と、鳥取砂丘再生会議に7枚の砂絵の提供があった。吉村氏は現在、鳥取砂丘をテーマにした作品を鋭意製作中。(この砂絵は水性ボンドを盛りつけ、その上に、絵の具で着色した色砂を落とし込んでいく吉村氏オリジナルの手法によるもの。)



平成27年度鳥取県食品衛生監視指導計画（案）に係るパブリックコメントの実施結果について

平成27年3月10日
 暮らしの安心推進課

食品衛生法第24条の規定に基づき平成27年度鳥取県食品衛生監視指導計画を策定するに当たって、広く消費者等の意見を求めるためパブリックコメントを実施したので、概要を報告する。

1 パブリックコメントの募集期間

平成27年2月9日（月）から2月27日（金）まで

2 計画（案）の概要

- (1) 行政（食品衛生監視員）による監視指導等の実施
 - ア 流通食品の収去検査（食品の抜き取り検査）の実施等
 - イ 食品事業者等への計画的な監視指導の実施
- (2) 食品等事業者の自主衛生管理の推進
 - ア 条例に基づく鳥取県HACCP適合施設の認定 [新]
 - イ 専門家派遣等によるHACCP取組推進のための支援 [新]
 - ウ 食品衛生管理を担う者の養成及び資質向上
- (3) 消費者に対する情報提供や食品衛生の普及啓発
 - ア 出前講座や研修会等を通じての消費者に対する食品衛生の普及啓発
 - イ 消費者への食品による被害防止のための情報提供（夏季やノロウイルス流行期など）
 - ウ 消費者へのHACCPの普及啓発
 - エ 食の安全・安心アドバイザーによる消費者への食品衛生講習の実施 [新]

3 応募のあった意見の概要

(1) 意見件数 18件（7名）

(2) 主な意見と対応方針

主な意見の概要	対応方針
<p>①監視指導に関すること（6件）</p> <ul style="list-style-type: none"> ■抜き打ち検査の回数を増やすことにより、食品事業者の自覚、資質向上が図られると思う。 ■食品衛生監視員を配置して監視指導を実施することになると思うが、生産者、企業、輸入業者、販売者等監視指導する対象は多く、密な監視指導ができる体制になっているのか心配である。 ■食品表示に関する監視指導では、現行制度から変更されるアレルギー表示の徹底を図る等、食品事業者等への監視指導を強めてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ■食品取扱施設への立入検査は原則事前連絡せず行っており、年間約8300回の立入を行う予定である。 ■衛生上の危害度を勘案して優先順位をつけて効率的な監視指導を行うとともに、一般社団法人鳥取県食品衛生協会の食品衛生指導員等と連携して食品営業者への指導助言を行うこととしている。 ■食品表示については、食品表示法が本年6月までに施行されることから、重点監視項目に新たに追加し監視指導に取り組む。
<p>②HACCPに関すること（4件）</p> <ul style="list-style-type: none"> ■HACCPの内容は、アメリカ等で実施されている食品の安全に関する厳しい基準なので、日本でも推進を強化していくべき。消費者に安心安全な食品提供をお願いしたい。 ■事業者に対しHACCPの導入について、普及・推進をするための具体策はどうなっているのか。HACCPそのものを知るための研修会も必要ではないか。 ■過去にHACCP導入工場でも食中毒が発生し、HACCPは食品の安全に関しては、万能ではないことも明らかになった。HACCP導入支援に加え、食品事業者のレベルアップにも力を注ぐようお願いしたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ■他都道府県においてもHACCPを条例に規定する改正を行っており、全国的にHACCPを推進していく動きとなっている。 ■専門家派遣や初任者向け研修会の開催などにより、HACCPをよく知らない事業者に対しても普及を図る予定である。HACCP実施後のフォローアップ研修会や認定取得のため施設整備費補助等も行う予定である。 ■HACCPの導入にあたっては、一般的な衛生管理をきちんと行うことが前提となるため、HACCPに取り組む事業者を増やすことにより、食品取扱施設の衛生水準の底上げを図っていく。

<p>③食中毒予防に関すること（４件）</p> <ul style="list-style-type: none"> ■現状では大きな問題点も発生していませんが、特にノロウイルス、キノコ、フグ等については発生した後の対策となりやすいので、県民に徹底したアピールで防止の徹底を今以上にやっていただきたい。 ■県の広報やホームページを通じてとあるが、もっと消費者に周知するために、スーパー等にポスターを貼ってはどうか。（大きいスーパーでは見かけるが、個人のお肉屋、鮮魚店ではあまり見かけない。） 	<ul style="list-style-type: none"> ■ノロウイルスの流行時期やキノコが生える時期などには、食品事業者や消費者に対して食中毒予防のための広報や注意喚起を行っている。今後もテレビや広報誌など多くの媒体を活用して普及啓発を実施する。 ■平成26年度はふぐ食中毒予防のためポスターを作製し、釣具店や公共施設などに配布・掲示したところである。ポスター掲示による啓発が効果的な施設を幅広く選定し、食中毒予防の啓発を実施する。
<p>④その他（４件）</p> <ul style="list-style-type: none"> ■食品を扱うことに責任感をもって貰えるようにセミナー等への参加を義務化して欲しい。 ■食の安全・安心アドバイザー養成について、具体的にはいつどのように養成を行うのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ■食品営業者に、食品取扱者への衛生教育の実施を条例で義務付ける予定である。 ■4月以降にアドバイザー候補者を選定し、県の職員が養成講習会を行う。その後、アドバイザーとして登録し、各講習会へ講師として派遣する。

4 今後の予定

鳥取県食の安全推進会議にパブリックコメントの実施結果を報告し、その検討結果等を踏まえ、3月末までに計画を策定・公表する。

鳥取県消費者教育推進計画の骨子（案）について

平成27年3月10日
消費生活センター

平成27年度に策定する「鳥取県消費者教育推進計画」について、消費者教育の意義の周知、高齢者の消費者被害増加への対応、学校教育現場への支援など、今年度実施した各調査により浮かび上がった本県の現状と課題及び「鳥取県消費者教育推進地域協議会」での意見等を踏まえ、基本的な消費者教育の推進内容及び計画期間中（平成28～30年度）に重点的に取り組む内容を、計画の骨子（案）として定めた。

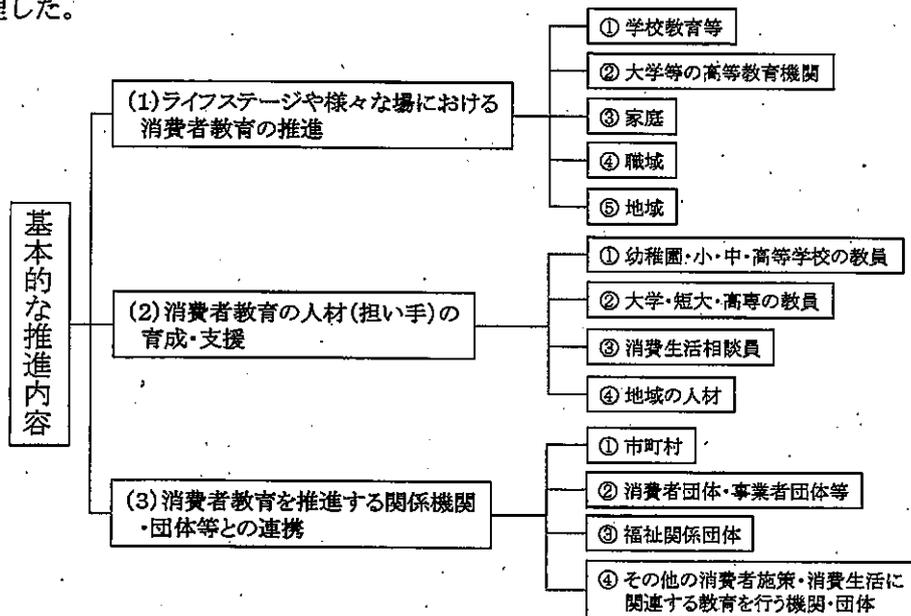
1 各種調査結果及び協議会意見の概要

- 消費生活に関する県民意識調査
〔満20歳以上の県民を無作為に3,000人を抽出し、消費生活に関する県民の意識やニーズを調査〕
 - 消費生活センターや市町村相談窓口の認知度は低く、「消費者教育」の意義も認識されていない。
 - 一人では適切な判断がしにくく消費者被害に遭いやすい人（高齢者や障がいのある人など）に対する周囲の理解と支援が必要。
- 消費者教育に関する教育機関への実態調査
〔幼稚園、小・中・高等学校、特別支援学校に対し、消費者教育の現状及び課題等を調査〕
 - 消費者教育の意義が浸透しておらず、消費者行政との連携も薄い。
 - 十分な消費者教育を実施できているという教育機関はなく、教育現場への支援が必要。
- 支援の狭間にある者（軽度の認知症や障がいのある方）に係る施設への聞取調査
〔障がい者地域生活支援センター、地域包括支援センター計13箇所への聞取調査〕
 - 地域住民や事業者などによる見守り体制の強化、ネットワークづくりが重要。
- 消費者教育推進地域協議会
 - 年代・性別などターゲットやライフスタイルに応じた広報を工夫することが必要。
 - 消費者被害の防止だけでなく持続可能な社会を築いていくという視点も大切。

2 計画骨子（案）の概要

《基本的な消費者教育の推進内容》

消費者教育の総合的かつ一体的な推進に向け、消費者教育の基本的な推進内容を次のとおり体系立てて整理した。



《計画期間中に重点的に取り組む内容》

本県の現状及び課題を踏まえ、基本的な消費者教育の推進内容の中で、計画期間中に特に重点的に取り組む内容を次のとおりとした。

- 消費生活センターを拠点とした「消費者教育」の意義の普及
- 小・中・高等学校における消費者教育の一層の推進
- 高齢者・障がいのある人の消費者被害を防ぐ仕組みづくり

3 今後の予定

- 平成27年10月まで 計画素案の作成
- 平成27年12月 計画策定
- 平成28年 1月 県民への広報

鳥取県消費者教育推進計画（骨子）案

I 計画の基本的事項

1 計画策定の趣旨

- 鳥取県ではこれまで、「消費生活の安定及び向上に関する条例」に基づき、県民が自主性をもって健全な消費生活を営むことができるよう、消費生活に関する啓発活動を推進するとともに、消費者教育の充実にも努めてきた。
- しかし、社会のグローバル化・高度情報化・高齢化などの急速な進展により、消費者問題も多様化・複雑化しており、高齢者を中心とした悪質商法に関する被害の相談、インターネット関連のトラブルの相談などが多く寄せられている。
- このような状況の中、平成24年12月に消費者教育の推進に関する法律（以下「消費者教育推進法」という。）が施行され、平成25年6月には「消費者教育の推進に関する基本的な方針」（以下「基本方針」という。）が閣議決定された。
- 消費者教育推進法及び基本方針において、消費者教育は、被害に遭わない消費者、合理的意思決定ができる自立した消費者にとどまらず、社会の一員として、よりよい市場とよりよい社会の発展のために積極的に関与する消費者を育成することとされている。
- また、消費者教育は、幼児期から高齢期までの各段階に応じて体系的に行われるとともに、学校・地域・家庭・職域など様々な場において、消費者教育を推進する多様な主体と連携して効果的に行っていくことが求められている。
- こうした背景や消費者教育推進法等の趣旨を踏まえ、本県においても、県内の実情や県民の意識・ニーズをとらえ、消費者教育を総合的かつ一体的に推進するための「鳥取県消費者教育推進計画」を策定するものとする。

2 消費者教育の定義

- 消費者教育とは、消費者の自立を支援するために行われる消費生活に関する教育（消費者が主体的に消費者市民社会の形成に参画することの重要性について理解及び関心を深めるための教育を含む。）及びこれに準ずる啓発活動をいう。
- 消費者市民社会とは、消費者が、個々の消費者の特性及び消費生活の多様性を相互に尊重しつつ、自らの消費生活に関する行動が現在及び将来の世代にわたって内外の社会経済情勢及び地球環境に影響を及ぼし得るものであることを自覚して、公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画する社会をいう。

3 計画の位置付け

消費者教育推進法第10条第1項に基づいて策定する「都道府県消費者教育推進計画」

4 計画期間

計画期間は平成28年度から平成30年度までの3年間とする。

国の動向や県の取組みの実施状況を踏まえ、必要に応じて見直しを実施する。

II 消費者教育の意義

- 県民の消費生活の安定及び向上のためには、消費者自身が「自ら考え自ら行動する」自立した消費者として、合理的な意思決定を行い、被害を認識し、危害を回避したり、被害に遭った場合に適切に対処することができる能力を身に付けることが必要であるほか、高齢者や障がいのある人を地域で支え合うための仕組みを構築することも重要である。
- また、消費者市民社会の形成には、消費者の日々の意思決定や行動が、経済社会、環境、資源エネルギー等に大きな影響を与えていることを認識し、公正かつ持続可能な社会を目指して積極的に行動する消費者の育成が求められる。

Ⅲ 消費者を取り巻く現状と課題

1 県内の消費生活相談の状況

- 高齢者を狙った悪質な勧誘が多く、全体の消費生活相談件数は減少傾向にある中、60歳以上の高齢層の相談件数・割合は増加傾向。
- アダルトサイトのワンクリック請求など、インターネット等を使って情報を得るサービスに関する相談が例年多い。

2 消費生活に関する県民意識調査の結果

- 消費生活センターの認知度は低く、消費者問題への関心も薄い。
- 多くの県民が「食品の安全性」などの消費者問題に関心がある一方、啓発講座等への参加率は低い。
- 消費者被害にあっても誰にも相談しないことが多く、相談する場合も家族への相談が最も多い。
- 一人では適切な判断がしにくく、消費者被害に遭いやすい人（高齢者や障がいのある人など）に対する周囲の理解と支援が必要。

3 消費者教育に関する教育機関の実態調査の結果

- 消費者教育推進法による消費者教育の意義が浸透しておらず、消費者行政との連携も薄い。
- 十分な消費者教育を実施できているという教育機関は皆無で、教育現場のニーズにあった取り組みが必要。

Ⅳ 消費者教育の推進内容

1 計画期間中に重点的に取り組む内容

(1) 消費生活センターを拠点とした「消費者教育」の意義の普及

- 消費生活センターや市町村の消費生活相談窓口の役割及び機能の広報・周知
- 「公正かつ持続可能な社会をつくる」という消費者教育の新たな視点の普及啓発
- 年代・性別などターゲットやライフスタイルに応じた効果的な広報の実施

(2) 小・中・高等学校における消費者教育の一層の推進

- 教育現場での「消費者教育推進法」の趣旨及び内容の理解・普及
- 消費者教育を担当する教職員の指導力向上のための支援
- 学校現場で活用できる広報・啓発資料や教材の提供
- 消費者行政担当課と教育委員会との連携

(3) 高齢者・障がいのある人の消費者被害を防ぐ仕組みづくり

- 高齢者や障がいのある人を地域で支えるための見守りネットワークの構築
- 地域包括支援センター、障がい者地域生活支援センターとの連携
- 高齢者を狙った悪質な勧誘等に対する被害防止施策の普及
- 消費者団体等が実施する消費者被害防止のための自主的な活動の支援

2 基本的な推進内容

(1) ライフステージや様々な場における消費者教育の推進

① 学校教育等

- 早期（幼児期）からの段階的な消費者教育の推進
- 学習指導要領に基づく消費者教育の推進
- 教育機関が保護者に対して行う情報提供等の支援

② 大学等の高等教育機関

- 大学（短大・高専）と連携した講座の開設
- 新社会人に対する効果的な消費者教育の推進

③ 家庭

- 家庭における消費者教育のための資料や学習機会の提供

④ 職域

- 職域への消費者教育に関する情報提供・講師派遣等による支援

⑤ 地域

- 地域住民の消費者意識を向上させていくための啓発講座の充実
- 高齢者や障がいのある人を地域で支えるための見守りネットワークの構築
- 地域消費生活サポーターへの情報提供・活動支援

(2) 消費者教育の人材（担い手）の育成・支援

① 幼稚園・小・中・高等学校の教員

- 消費者教育を担当する教職員の指導力向上のための支援
- 学校現場で活用できる広報・啓発資料や教材の提供

② 大学・短大・高専の教員

- 大学・短大・高専との連携講座の開設、講座の企画支援

③ 消費生活相談員

- 消費生活相談員が地域における消費者教育の中心的な役割を担うための仕組みづくり

④ 地域の人材

- 地域消費生活サポーターの養成
- 民生委員など地域の福祉関係者・見守りの担い手への情報提供及び研修機会の提供

(3) 消費者教育を推進する関係機関・団体等との連携

① 市町村

- 市町村との情報共有・意見交換の機会の確保
- 市町村職員への消費者教育に関する研修の充実

② 消費者団体・事業者団体等

- 消費者団体の消費者教育に関する自主的な活動の支援
- 事業者団体への情報提供、講師派遣等の支援
- 鳥取県金融広報委員会など消費者教育の様々な実施主体との連携

③ 福祉関係団体

- 地域包括支援センター、障がい者地域生活支援センターなど他の相談機関との連携
- 社会福祉協議会など福祉関係団体との連携

④ その他の消費者施策・消費生活に関連する教育を行う機関・団体

- その他の消費者施策（消費者の安全・安心の確保など）を行う機関・団体との連携
- 「持続可能な社会の形成」に向けた消費生活に関連する教育（環境教育、食育、地産地消、国際理解教育等）を行う機関・団体との連携

V 推進体制等

1 推進体制

- 鳥取県消費者教育推進地域協議会の意見を踏まえた計画の進行管理

2 成果の検証

- 評価指標の設定による成果の検証と実効性の確保

災害時における木造応急仮設住宅の建設に関する協定について

平成27年3月10日
住まいまちづくり課

大規模災害時に被災者に提供する木造応急仮設住宅の円滑な供給体制の整備について、連携する建築関係団体と協定を締結することとし、下記のとおり調印式を開催する。

1 調印式の開催日時及び場所

- (1) 日時：平成27年3月23日（月） 午後3時30分から4時20分まで
- (2) 場所：知事公邸 第1応接室（鳥取市東町一丁目133番地）

2 協定概要

(1) 協定締結の相手方

団体名	代表者
(一社) 鳥取県木造住宅推進協議会	会長 長尾 裕昭 (ながお ひろあき)
(一社) 鳥取県建設業協会	会長 藤原 正 (ふじわら ただし)
(一社) 鳥取県建築技能近代化協会	会長 池田 勝美 (いけだ かつみ)
鳥取県木材協同組合連合会	代表理事会長 前田 八壽彦 (まえた やすひこ)
(一社) 鳥取県建築士事務所協会	会長 山下 卓治 (やました たくじ)
(一社) 鳥取県建築士会	会長 森本 博美 (もりもと ひろみ)

(2) 目的

○被災者の一時的な避難場所としての応急住宅の迅速な供給

- ・東日本大震災時における応急仮設住宅の供給において、プレハブのみでは圧倒的に不足を生じ、地元工務店による木造応急仮設住宅の建設が行われた。
- ・この教訓を活かし、本県においても緊急時の木造応急仮設住宅供給体制を整備し、平常時から取り組むことにより、被災者への迅速な対応を図る。

(3) 協定内容

- ア 県からの各団体への建設要請及び木造応急仮設住宅建設本部の設置
- イ 建設本部における、各団体の協力内容
- ウ 住宅建設時の指導体制
- エ 協定業務に関する連絡窓口
- オ 建設本部構成団体の住宅建設に係る供給可能数等の報告

3 協定締結に係る経緯

- ・平成24年度
東日本大震災を契機に、木造住宅建設関係団体、製材関係者による県産材を活用した「県産材活用木造仮設住宅供給検討会」を設け、供給体制の整備を行った。
- ・平成25年度
岩美町及び智頭町において、「鳥取県産材活用木造仮設住宅」を試験的に建設し、施工性、コスト、耐久性及び居住性等の検証を実施。
- ・平成26年度
国の「応急仮設住宅建設必携」(平成24年度)の策定に基づく通知を受け、検討を進めていた本県独自の「県産材活用木造応急仮設住宅供給マニュアル」を2月に策定した。

【参考】災害時における応急仮設住宅に関する協定の締結状況

(1) 応急仮設住宅について

(一社) プレハブ建築協会との間で平成9年5月8日、「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定」を締結。

(2) 民間賃貸住宅について

(公社) 全国賃貸住宅経営協会、(公社) 全日本不動産協会鳥取県本部及び(公社) 鳥取県宅地建物取引業協会との間で平成23年10月11日、「災害時における民間賃貸住宅の媒介に関する協定」を締結。

一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について

主務課	工事名	工事場所	契約の相手方	契約金額	工期	契約年月日	摘要
水・大気環境課	天神浄化センター汚泥処理設備工事 その11(機械濃縮機改築)	東伯郡 湯梨浜町 はわい長瀬 1517	株式会社クボタ中国支社 支社長 森岡 一郎	(当初契約額) 209,520,000円 (変更なし)	平成25年10月8日 ~平成26年9月30日 平成25年10月8日 ~平成27年3月20日 (変更なし)	(当初契約年月日) 平成25年10月7日 (変更契約年月日) 平成26年9月29日 (変更契約年月日) 平成27年3月9日	(第1回変更) (第2回変更)
くらしの安心局 住まいまちづくり課 (東部生活環境 事務所)	県営住宅緑町第一団地第一期住戸 改善工事(52-2棟)(建築)	鳥取市 立川町 六丁目	大和建設株式会社 取締役社長 竹中 由紀夫	214,600,320円 (当初契約額) 197,640,000円 (変更契約額) 211,336,560円	平成26年5月15日 ~平成27年3月13日 平成26年5月15日 ~平成27年4月30日	(当初契約年月日) 平成26年5月14日 (変更契約年月日) 平成27年3月6日	(第1回変更)
くらしの安心局 住まいまちづくり課 (西部総合事務所)	県営住宅永江団地第六期住戸改善 工事(54-4棟)(建築)	米子市 永江	株式会社金田工務店 代表取締役 金田 勝	(当初契約額) 198,936,000円 (変更契約額) 208,789,920円	平成26年5月15日 ~平成27年3月13日 (変更なし)	(当初契約年月日) 平成26年5月14日 (変更契約年月日) 平成27年3月6日	(第1回変更)

【変更分】